

亀山市告示第156号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、<u>新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業</u>を実施する民間保育所等に対し、</p>	<p><u>亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、<u>新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業</u>を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助す</p>

その事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び当該事業を継続的に実施するための体制の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業」とは、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5保育環境改善等事業実施要綱第3項第2号⑧に規定する新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業をいい、「感染症対策のための改修整備等事業」

とは、同号⑨に規定する感染症対策のための改修整備等事業をいう。

[2 略]

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、新型コ

ることにより、民間保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び当該事業を継続的に実施するための体制の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業」とは、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5保育環境改善等事業実施要綱第3項第2号⑧に規定する新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業をいう。

[2 略]

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、新型コ

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業を実施する民間保育所等とする。

(補助金の額及び対象経費等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を実施する場合 当該事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が、次のアからウまでに掲げる民間保育所等の補助金の交付の対象となる年度の4月1日時点における認可定員数に応じ、当該アからウまでに定める額を超える場合は、当該額）を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。

ア 19人以下 30万円

新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を実施する民間保育所等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が、次の各号に掲げる民間保育所等の補助金の交付の対象となる年度の4月1日時点における認可定員数に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該額）を限度として、予算の範囲内において市長が定める。

- (1) 19人以下 30万円

[アを加える。]

イ 20人以上59人以下 40万円

[イを加える。]

ウ 60人以上 50万円

[ウを加える。]

(2) 感染症対策のための改修整備等事業を実施する場合 当該事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が1,029,000円を超える場合は、1,029,000円）とし、予算の範囲内において市長が定める。

(2) 20人以上59人以下 40万円

[号を削る。]

(3) 60人以上 50万円

2 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

[項を加える。]

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る 保育所等事業継続支援事業 報酬、給料、報償費、職員手当、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費並びに備品購入費

(2) 感染症対策のための改修整備等事業 工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）並びに備品購入費

3 感染症対策のための改修整備等事業

[項を加える。]

を実施した民間保育所等は、補助金の
交付を受けた日の属する年度の翌年度
から起算して10年間、当該事業に係
る補助金の交付を受けることができな
い。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に実施した新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業及び感染症対策のための改修整備等事業について適用する。